

各緑地の制度の比較

	保存緑地	都市緑地	特別緑地保全地区	都市計画緑地
根拠法令	杜の都の環境をつくる条例	都市公園法	都市緑地法/都市計画法	都市計画法
趣旨	都市の健全な環境を確保することを目的として保全するもの	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図るもの	都市計画に定められた緑地で、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地
指定要件	都市の健全な環境を確保するため、緑を含む土地の区域で 3000 m ² 以上のもののうち、以下のいずれにも該当するもの ・市街化区域及びその周辺地にあること ・地域住民の健全な心身保持及び増進、公害や災害防止に効果があること ・特に良好な自然的環境を有すること。	一般的に、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準とする。	都市計画区域内の緑地で、特に良好な自然的環境を形成しているもので市街地及びその周辺地域にあり、以下のいずれかに該当するもの。 ・無秩序な市街地化の防止、公害または災害防止のため必要な遮断・緩衝等の地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。 ・神社や寺院、遺跡等と一体となり、または伝承風俗慣習と結びつき、当地において伝統的・文化的意義を有するもの。 ・地域住民の健全な生活環境確保のため必要であり、風致または景観に優れ、あるいは動植物の生息・生育地として適正に保全する必要があるものの。	魅力ある「杜の都」を後世においても継承し、自然環境を生かした美しく快適な都市空間の形成を図るもの。 ・山地・丘陵地、田園、海岸のみどりなどの市街地を取り囲む森林地域のみどり。 ・山地・丘陵地、田園、海岸のみどりと市街地内のみどりをつなぎ、市街地に自然環境を引き込むための生態系にも配慮したみどりのネットワークを形成するみどり。
行為の制限 (建築、造成、樹木の伐採等)	届出	許可	許可	許可
指定に係る 税制上の 優遇措置	・固定資産税、特別土地保有税の課税免除。都市計画税の非課税（いずれも保全協定を締結した場合）	—	・固定資産税、特別土地保有税の課税免除。都市計画税の非課税 ・相続税の 8 割評価減（山林、原野、立木）	—
所有者支援	・指定交付金、協力援助金（保全協定を締結した場合）の交付	—	なし	—
土地買取に 関する規定	所有者から買取申出があった場合	なし (所有者が仙台市となって公告)	所有者が行おうとする行為を不許可にしたことにより土地利用に著しい支障を来すとして、所有者から土地買入の申出があった場合	所有者が行おうとする行為を不許可にしたことにより土地利用に著しい支障を来すとして、所有者から土地買入の申出があった場合
その他		都市公園法における都市緑地として公告を行う	都市計画法における地域地区として計画決定を行う	都市計画法における都市計画施設として計画決定を行う
指定状況 (R7, 4, 1 現在)	40 箇所 643. 38ha	220 箇所 799. 03ha	10 箇所 107. 9ha	21 箇所 225. 20ha ※都市緑地として 公告した箇所を 含む